

新聞等で報道された不適切な事務処理等について

信州の木活用課

1 地域で進める里山集約化事業の概要

(1) 制度の概要

里山の小規模な個人有林等の森林整備を進めるため、集落などの地域が主体となり、森林所有者からの施業同意を得て集約化する取組を支援

(2) 北安曇地方事務所管内の平成 20 年度から 25 年度までの事業実施状況

24 事業を実施し、このうち 6 事業で地方事務所職員が協議会の事務を代行

(3) 北安曇地方事務所管内の協議会方式

集約化を主体的に行える林業事業体がなかったことから、森林所有者による森林整備協議会を北安曇地方事務所の支援により設立

(4) 地方事務所職員が代行した 6 事業の事務処理

協議会の事務は、将来的に森林組合等に移すことを念頭に、協議会員が不慣れな補助金申請に係る事務処理を地方事務所職員が代行（平成 23 年度以降すべて廃止）

(5) 協議会方式の効果

地元住民と行政が協働するものであり、森林所有者との合意形成が急速に進むなど地域の森林整備の基盤が固まった。

2 事務処理の概要

補助金交付上の問題はなかったものの、県職員による同意書の日付けの補正や代行作成の不適切な事務処理があった。